

特記仕様書

(総則)

第1条 この仕様書は、広島高速道路公社(以下「公社」という。)が委託する『令和2年度 高速1号線環境調査業務(以下「業務」という。)]に適用する。

(目的)

第2条 高速1号線温品地区内で生活環境(騒音・振動並びに大気質)の調査を行うことを目的とする。

(業務場所及び内容)

第3条 業務場所、調査内容・項目は、別紙資料「高速1号線環境調査(大気質・騒音・振動)業務 業務内容」のとおりとする。

(履行期間・業務検査期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和3年3月31日までとする。
なお、上記の履行期間には、業務検査期間(10日間)を含む。

(用語の定義)

第5条 この仕様書で使用する用語の定義は次の各項に定める。

- (1) 「発注者」とは、公社の理事長をいう。
- (2) 「受注者」とは、業務の実施に関して、発注者と委託契約を締結した会社その他の法人又は個人をいう。
- (3) 「監督員等」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は受注者が定めた業務責任者等に対して指示、協議又は承諾などの職務を行う者で、契約約款第8条に規定する者をいう。
- (4) 「業務責任者等」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄などを行う者で、契約約款第9条に規定する者をいう。
- (5) 「協議」とは、契約に関する疑義事項について、書面により監督員等と受注者又は業務責任者等が対等な立場で合議し解決を図ることをいう。
- (6) 「指示」とは、監督員等が受注者又は業務責任者等に対して、業務に関する方針、基準又は計画などについて、書面をもって示し実施させることをいう。
- (7) 「承諾」とは、受注者又は業務責任者等が監督員等に対して、書面をもって申し出た業務の遂行上必要な確認事項について、監督員等が書面によりその内容を同意することをいう。
- (8) 「提出」とは、受注者又は業務責任者等が監督員等に対して、業務に関する書類又はその他資料を差し出すことをいう。
- (9) 「報告」とは、受注者又は業務責任者等が監督員等に対して、業務遂行に関する事項について書面又は口述で知らせることをいう。
- (10) 「書面」とは、手書き、印刷物などの伝達物をいい、発行年月日が記録され、発注者又は監督員等と受注者又は業務責任者等が署名又は捺印したものを有効とする。
- (11) 「打合せ」とは、業務を適切かつ円滑に遂行するために、発注者又は監督員等と受注者又は業務責任者等が、書面又は口頭で業務実施方針を相互に確認し、又は疑義事項について協議することをいう。

(打合せ協議)

第6条 受注者は契約締結後又は業務内容を変更した場合には、速やかに業務計画書を提出し、その内容について監督員と協議すること。

打合せ協議は、全3回（業務着手時、中間1回及び成果品納入時）を見込んでいる。

なお、業務着手時および成果品納入時には必ず業務責任者が立ち会うこと。

(守秘義務)

第7条 本業務に関するすべての事項については、業務履行中も履行後においても、発注者の許可を得ずに無断で他に情報漏らしたり転用したりしてはならない。

(資料の作成)

第8条 本業務の実施にあたり、関係官庁その他への手続等が必要になる場合には、手続き用資料は受注者が作成すること。

(資料の貸与)

第9条 本業務に必要となる資料（過年度に行った業務の成果品等）は、受注者の求めに応じて監督員が必要と判断したものを貸与する。

(調査結果報告資料の作成)

第10条 調査結果報告用の資料取りまとめは、前項の規定により貸与する資料（過年度に行った業務の成果品等）と同様の取りまとめを行うこと。

取りまとめ方法等に疑義が生じた場合や、より分かり易い報告方法の提案等がある場合は、速やかに監督員と協議してその指示に従う又は承諾を得ること。

(疑義の解消等)

第11条 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合や、契約図書等に明示されていない事項については、速やかに監督員に報告し、監督員と協議してその指示に従う又は対応方法について承諾を得ること。

協議の結果、調査の内容や数量に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

ただし、契約図書等に明示されておらず監督員が指示した事項であっても、当初契約に見込まれている調査内容・数量を満たすため必要になるものは、受注者の負担とする。

(業務の成果品)

第11条 本業務の成果品は以下のとおり。

(1) 調査概要書

(2) 観測結果資料

成果品の提出方法

A4版製本（3部） および 電子データ（CD等の記録媒体）


以上

別紙資料

高 速 1 号 線

環境調査（大気質・騒音・振動）業務

業 務 内 容

 広島高速道路公社

総務部 保全課

1. 業務概要

1. 1 業務実施場所

広島市東区温品町外



1. 2 環境調査の実施項目・観測点数

① 大気質調査

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)に基づき、以下項目を調査する。

- ・ 一酸化窒素
- ・ 一酸化炭素
- ・ 風速
- ・ 二酸化窒素
- ・ 浮遊粒子状物質
- ・ 気温
- ・ 窒素酸化物
- ・ 風向
- ・ 湿度

調査方法 : 24時間連続調査(調査日数は各測点1日ずつ ※7日間連続の調査ではない)

測点数 : 全5観測点

② 騒音調査

「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)に基づき、以下項目を調査する。

- ・ 等価騒音レベル
- ・ 時間率騒音レベル
- ・ 風向
- ・ 低周波音※
- ・ 風速

調査方法 : 24時間連続調査(※低周波音の調査は、6時間連続調査[AM03:00~09:00]とする)

測点数 : 全6観測点(※低周波音は、P7に示す5測点のうち監督員が別途指定する2測点で観測)

③ 振動調査

「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)に基づき、以下項目を調査する。

- ・ 時間率稼働レベル

調査方法 : 24時間連続調査

測点数 : 全5観測点

1. 3 環境調査の実施時期

環境調査は、既往の調査結果と比較するため、秋季は11月下旬、冬期は2月中旬とする。

1. 4 業務の内容

項目	内容		数量	備考
計画準備	現地踏査	現地踏査し調査区域の状況を把握	1式	
	実施計画書の作成	調査の詳細な実施計画を作成	1式	
大気質調査 ※1	点検及び調整	調査機器等の点検/調整を実施	10回	5観測点×2回観測
	予備試験及び現地準備	調査箇所で機器試験/調査準備を実施	10回	〃
	現地測定	1.2(調査実施項目)に基づく調査を実施	10回	24時間/回 観測
	資料整理(一次整理)	調査結果を取り纏め、帳票等を作成	10回	5観測点×2回観測分
	資料整理(二次整理)	一次整理資料を基に作図・作表	10回	〃
	後片付け	調査終了後、調査箇所の後片付け	10回	〃
騒音及び振動調査 1.2 実施項目 ②騒音調査のうち5観測点	監督	調査中の現地確認・点検	2観測日	24時間/観測日
	現地準備	調査箇所で機器試験/調査準備を実施	10回	5観測点×2回観測
	現地測定	1.2(調査実施項目)に基づく調査を実施	10回	24時間/回 観測
	資料整理(一次整理)	調査結果を取り纏め、帳票等を作成	10回	5観測点×2回観測分
	資料整理(二次整理)	一次整理資料を基に作図・作表	10回	〃
	後片付け	調査終了後、調査箇所の後片付け	10回	〃
騒音調査 1.2 実施項目 ②騒音調査のうち1観測点 ※2	現地準備	調査箇所で機器試験/調査準備を実施	2回	1観測点×2回観測
	現地測定	1.2(調査実施項目)に基づく調査を実施	2回	24時間/回 観測
	資料整理(一次整理)	調査結果を取り纏め、帳票等を作成	2回	1観測点×2回観測分
	資料整理(二次整理)	一次整理資料を基に作図・作表	2回	〃
	後片付け	調査終了後、調査箇所の後片付け	2回	〃
騒音調査 1.2 実施項目 ②騒音調査のうち低周波音 ※3	監督	調査中の現地確認・点検	2観測日	24時間/観測日
	現地準備	調査箇所で機器試験/調査準備を実施	4回	2観測点×2回観測
	現地測定	1.2(調査実施項目)に基づく調査を実施	4回	24時間/回 観測
	資料整理(一次整理)	調査結果を取り纏め、帳票等を作成	4回	2観測点×2回観測分
	資料整理(二次整理)	一次整理資料を基に作図・作表	4回	〃
	後片付け	調査終了後、調査箇所の後片付け	4回	〃
打合せ協議	調査前・中間・完了時	調査職員等との業務に関する打合せ	1式	

※1 2.1 調査地点位置図に示す調査地点1と5では、調査のための仮設電源が必要になる。

※2 2.1 調査地点位置図に示すとおり、騒音調査の観測地点も基本的には5箇所である。しかし、調査地点2では高層住宅(もみじマンション)の環境を調査するため、低層階(4F)と高層階(12F)の2個所に観測点を設置する。

本調査項目は、高層階の騒音調査を対象としている。

※3 2.1 調査地点位置図に示す5調査地点のうち、監督員が別に指示する2調査地点で行う低周波音調査。

1. 5 環境地点および実施回数の内訳

調査地点		項目別調査回数			
		大気質	騒音		振動
			(通常項目)	(低周波音)	
1	温品 J C T 上り線側 (旧大久保マンション付近)	2	2		2
2	温品 J C T 下り線側 (もみじマンション付近)	低層階 (4F)	2		2
		高層階 (12F)	2 ^{※2}		
3	温品 J C T 上り線側 (中国電力(株) 東広島南西条線 2号鉄塔付近)	2	2	2 (予定) ^{※3}	2
4	温品 J C T 下り線側 (ハーモニックガーデン付近)	2	2	2 (予定) ^{※3}	2
5	温品 J C T 下り線側 (城ヶ丘ー東長伝寺間新設道路付近)	2	2		2
調査回数小計 ^{※1}		10	12	4	10

※1 地元住民等との協議結果によっては、調査地点、地点数または調査回数に変更が生じる可能性もある。

※2 「1. 4 業務の内容」中の ※2項目

※3 「1. 4 業務の内容」中の ※3項目

1. 6 調査実施時の留意事項

[調査箇所周辺状況の把握]

各調査前の現地準備では、調査地点の周辺状況を確認し、騒音・振動調査の観測値に何らかの影響を及ぼすことが懸念される事象が確認される場合には、その事象について詳細を記録(可能であれば写真撮影も)し、報告書に添付しておくこと。

[低周波調査の実施]

騒音調査(低周波音)の調査は、風向・天候等の影響が作用することが無いよう調査日程を調整すること(他の騒音・振動調査と異なる調査日程となってもよい)。

別業務で行う調査結果取りまとめや結果考察にも本調査結果を使用する予定であるため、調査前(調査前日の夕方)には、調査用機器と公社交通管制室の時計を一致させておくこと。

2. 1 環境地点位置図

